

NORMA

2025

2

FEBRUARY

社協情報 ノーマ No. 384

特 集

学校やスクールソーシャルワーカー等と連携した取り組み

～子どもや子育て世帯への支援の充実に向けて 〈p.2〉

子どもや子育て世帯をとりまく状況からみる教育と福祉の連携強化の必要性

事例1 一人のニーズから始まる学校やスクールソーシャルワーカーとの連携

東京都・練馬区社会福祉協議会

事例2 重層的支援体制整備事業を活用した教育分野との連携

愛知県・半田市社会福祉協議会

●社協活動最前線 〈p.6〉

医療的ケアが必要な子どもたちとその家族の居場所づくり

三重県・御浜町社会福祉協議会

●ビネットで学ぶ、地域福祉実践【第18回】 〈p.8〉

ビネット12 「ゴミを燃やすことが日課となっている知的障害の男性への支援」（後半）

同志社大学 教授 野村 裕美氏

東京都立大学 准教授 室田 信一氏

豊中市社会福祉協議会 事務局長 勝部 麗子氏

●社協×○○～他分野との協働で広がる可能性～【第8回】 〈p.10〉

社協×スポーツ

スポーツを通じた「まちづくり」～観る、する、支える～

株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ

●仕事に役立つTopics～福祉の動きを知ろう 〈p.11〉

改正精神保健福祉法が施行されました

～障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するために～

●「基本要項2025」への期待【第9回】 〈p.12〉

山口県・長門市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長 澤村 有利生氏



学校やスクールソーシャルワーカー等と連携した取り組み ～子どもや子育て世帯への支援の充実に向けて

社協の相談窓口で出会う生活困窮者やコロナ特例貸付借受人の中には、ひとり親世帯をはじめ子どもや子育て世帯が含まれており、経済的な困窮だけでなく不登校やヤングケアラー、発達障害などの課題を包含しているケースも多くある。また、生活困窮世帯に限らずさまざまな理由により学校に行きづらい子どものほか、家庭環境や学習の遅れなどが気になる子どもも潜在していると考えられる。

子どもの状況を把握し支援につなげるうえで、学校やスクールソーシャルワーカーの役割は重要であるが、社協との連携は必ずしも十分とはいえない。

こうした状況を踏まえ、全社協地域福祉推進委員会「社協における生活困窮者自立支援のあり方検討委員会（以下、困窮あり方委員会）」では、地域における子どもや子育て世帯への支援を強化するため、先進的に学校等との連携に取り組んでいる実践事例をヒアリングし、連携のポイントについて協議している。

本特集では、子どもや子育て世帯をとりまく状況や教育と福祉の連携強化について概説するとともに、子どもや子育て世帯への支援の充実に向けて、学校やスクールソーシャルワーカー等と連携した取り組み事例を紹介する。

子どもや子育て世帯をとりまく状況からみる教育と福祉の連携強化の必要性

子どもや子育て世帯をとりまく状況

子どもの貧困、不登校、ヤングケアラー、高等学校（以下高校）の途中退学など、子どもや子育て世帯をめぐる課題が山積している。子どもの貧困については、令和4年度国民生活基礎調査に基づく相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い。また、令和4年度の就学援助率は13.9%であることから、およそ7人に1人の割合で経済状況が厳しい家庭が存在し、決して特別な存在ではない。

子育て家庭と地域との関わりについて、こども家庭庁の「こども政策の推進に関する意識調査」によると「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合は約3割にとどまり、約7割の人が子育てにおいて地域との接点が希薄であることがわかる。特にひとり親世帯で夜中まで働かざるを得ない場合は、日常的に地域社会との交流は少なくなるだろう。言い換えれば、貧困のリスクが高い世帯ほど身近にSOSをあげられる場がなく、何か問題が起きた時に初めて世帯の課題が表面化することになる。

背景は多様であるものの、経済的に厳しい世帯ほど親が子どもに関わる時間が少なくなり、十分にケアされないストレスを抱えた子

どもたちが、不登校やいじめにつながるケースも少なくない。文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（以下、令和5年度諸課題に関する調査）」によると、国立、公立、私立の小・中学校の不登校児童生徒数が約34万6,000人（3.7%）、高校の不登校生徒数が約6万9,000人（2.4%）と過去最多であった。いじめの認知件数は、国立、公立、私立の小・中・高・特別支援学校において約73万3,000件、うち生命、身体、精神、金品等を脅かす重大事態の発生件数が1,306件とこれらも過去最多となる結果が明らかになった。加えて、国立、公立、私立の小・中・高校から報告のあった自殺した児童生徒数が397人、暴力行為の発生件数が約10万9,000件となっている。「不登校の要因分析に関する調査研究報告書（公益社

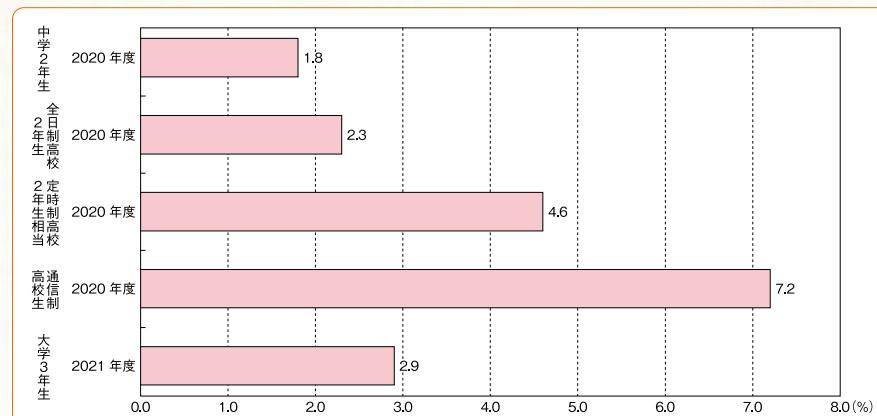


図 「自分はヤングケアラーに当てはまる」と思う人の割合

（出典）こども家庭庁（調査実施当時は厚生労働省）「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（2020年度、2021年度）

団法人 子どもの発達科学研究所、浜松医科大学 子どものこころの発達研究センター)」によると、不登校の背景要因として、「いじめ被害」「仲の良い友達がない」といった友達からの孤立、「授業が分からない」、「宿題」、「制服・給食・行事」といった、学校において“みんな一緒”が求められるような決まりに対する不適応は、不登校のリスクを高めている可能性があることが明らかになっている。こうしたことから、不登校やいじめの背景には、自宅での学習習慣や周りの児童生徒と同様の生活を送ることが難しい家庭の状況が影響しているといえる。

貧困や不登校の背景には、ヤングケアラーの問題も潜んでいる。こども家庭庁(調査実施当時は厚生労働省)「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」によると、「自分はヤングケアラーに当たる」と思う人の割合は、全日制高校2年生で約2%、定時制高校2年生相当で約5%、通信制高校生で約7%となっており(図)、中高生の約20人に1人、つまり1学級に1~2人存在していることになる。経済的に厳しく、夜も働く親の代わりに家族のケアをせざるを得ない人や、病気や障害で働けない親に代わり子どもが働きながら定時制・通信制高校に通う人など家庭内での問題が大きく、表面化しにくい状況である。

こうした要因が重なり、令和5年度諸課題に関する調査によると、国立、公立、私立の高校の途中退学者数は46,238人(1.5%)であり、最もも多い退学理由は就職や転校などの進路変更が41.3%、次いで学校生活・学業不適応が34.2%、学業不振が6.8%であった。特に、生活保護世帯に属する子どもの高校等中退率は3.3%と平均より高い(厚生労働省社会・援護局保護課調べ(2022年4月1日現在))。このように、子どもや子育て世帯を取り巻く課題は、学校での問題だけでなく家庭の状況が影響している場合があり、世帯全体の支援をしなければ根本的な解決にもならないため、福祉と教育との連携が不可欠である。

スクールソーシャルワーカーの現状

こうした児童生徒とその世帯の課題を解決するため、学校と福祉を結ぶのがスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)であり、学校内外の関係者等と連携し、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ支援することが期待されている。しかし、現状は、有期契約や非常勤契約などの雇用の不安定さに加え、仕事(複数学校)の掛け持ちや勤務校でのSSW活用体制の不整備など、活動体制が弱い傾向にある。先述の文部科学省の令和5年度諸課題に関する調査によると、中学校区や小・中・高校において「SSWの配置実績なし」が全体の23.9%で最も多かった。

困窮あり方委員会による学校やSSW、教育委員会等と連携した取り組みを行う社協に対するヒアリングを通して、

SSWが非常勤・非正規雇用で十分な配置がされていないため連携が難しいこと、SSWへの依頼にあたって学校や教育委員会との関係にも配慮が必要で、スピード感のある連携が困難なこと、地域の社会資源や社協の役割についてSSWの理解が必ずしも十分ではないことなども明らかになった。

福祉と教育の連携強化に向けて

昨今の子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、文部科学省は令和6年10月31日、都道府県・指定都市教育委員会等宛てに「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果及びこれを踏まえた対応の充実について」を発出している。そこでは「子供たちの小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で素早く支援するとともに、教育と福祉等が連携しつつ、子供やその保護者が必要な時に支援が行われる」よう配慮が求められている。特に、児童生徒の問題行動・不登校等の背景には、家庭環境などさまざまな要因が考えられるため、事案に応じて、スクールカウンセラー(以下、SC)やSSW等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図り、多様な支援の実施を推進することが言及されている。SSWの体制については、児童生徒の課題の早期発見や支援のため、引き続きSC・SSWの配置拡充に努めるとされた。

困窮あり方委員会にて、複数の社協へのヒアリングを通して見えてきた連携のポイントとして、一つひとつの個別相談を丁寧に支援したり、既存の仕組みや活動の充実が基盤として求められること、また社協ができる具体的な支援や実績、連携するメリットを明確に説明できること、子どもに関するさまざまな関係機関をつなぐコーディネーターとなり学校が受け入れやすい環境づくりをすることの必要性が挙げられている。また、教育分野の仕組みや各機関の関係性を理解し、学校の困り感をアセスメントしながらサポートすることなどもポイントとして挙げられている。

社協はこれまで、多様な地域生活課題に対して、さまざまなネットワークや事業を活かして対応してきた。今日、社協が支援しているひきこもりや8050世帯の事例では、子どもが在学中から何かしらの生きづらさを抱えていたケースも多い。課題を早期発見し、複雑化・複合化させないために、これまでの実践の積み重ねをさらに子どもや子育て世帯の抱える課題に対しても広げ、教育分野と連携して取り組むことが望まれる。

特集後半では、一人の相談者の声から学校やSSWとの連携が進んだ事例や重層的支援体制整備事業を活用して福祉と教育の連携の体制強化につながった事例を紹介しているので、ぜひ各社協において参考にしていただきたい。

事例
1

一人のニーズから始まる学校や スクールソーシャルワーカーとの連携

東京都・練馬区社会福祉協議会



区内4か所に開設されたボランティア・ 地域福祉推進センター

練馬区社会福祉協議会（以下、区社協）では、区内4か所にボランティア・地域福祉推進センター（以下、VC）を設置し、各VCに地域福祉コーディネーター（以下、地域福祉Co）が配置されている。

区社協のVCの特徴は、ボランティア、地域福祉の2つのコーディネートを行う拠点として位置づけられている点である。ボランティアに関する相談にとどまらず、さまざまな日常生活の困りごとの相談を受け付けており、地域福祉Coが地域に出向いて住民の活動を支援するなど、個別支援と地域づくりの両輪で地域課題の解決に取り組んでいる。

学習障害の児童への支援を通じた学校との連携

VCへの相談者の声がきっかけとなって、当事者やボランティア、学校、ロータリークラブ等を巻き込んだ活動に発展したのが、学習障害（LD）のひとつである発達性読み書き障害（ディスレクシア）についての取り組みである。

ある時、VCに「文字の読み書きが難しい息子の教科書に、ルビをふるのを手伝ってくれるボランティアを探してほしい」という相談が寄せられた。

対応した地域福祉Coは、まずはディスレクシアという障害について学ぶ勉強会を企画した。そうしたところ、ボランティアだけでなく同じ悩みをもつ保護者が集まり、学習障害について考える会「えるでい」の立ち上げに発展したのである。見た目からはわかりにくい障害で、学校現場でも十分理解が広がっていないため、相談ができる人もおらず悩んでいた保護者の姿に触れ、区社協では、もっとディスレクシアについて多くの人に知ってもらう必要があると考えた。

そこでわかりやすい冊子をつくろうと、発達障害を専門とする医師や漫画家の協力を得ながら編集作業を進め、「発達性読み書き障害早わかりガイド」（以下、「ガイド」）の発行に至ったのである。冊子の作成にあたっては、ロータリークラブからの申し出により助成金も活用することができた。

次に課題になったのは、でき上がった「ガイド」を現場の教員にどのように届けるのかである。これについては、教育委員会に説明に行き、さらに校長会でも説明を行ったうえで区内すべての小中学校のクラス担任分を送付することができた。

「ガイド」の発行と合わせて、2022年と2023年に区内のホールでディスレクシアについて学ぶシンポジウムを開催したところ、2年間で1000名近い人たちが参加した。学校の先生も参加しており、「ガイド」を読んだりシンポジウムをきつ

かけに、自分の学校の児童・生徒のことでVCに相談に訪れることがあった。

スクールソーシャルワーカーとの連携

区社協のVCでは、これまで子どもに関する相談や支援で、学校やSSWと連携することはあったが、「ガイド」の発行を機にさらに連携が深まっている。

最近では、SSW同士の勉強会に地域福祉Coが招かれて説明することもあり、区社協やVCがどのような組織なのかということが学校関係者からも見えるようになってきた。

こうしたなかで、例えばSSWが子ども食堂や学習支援の場につなぎたいと思った際に、地域福祉Coに相談が寄せられることが出てきている。

VCは、子どもへの支援活動を行うさまざまな団体と顔の見える関係があり、日頃から活動の様子も把握しているため、子どもの性格などによって、「にぎやかなところがいい」、「あまり構わないで一人にしてくれるところがいい」といった個別のニーズに応じて団体を紹介することができる。

練馬区のSSWは一人で5~6校を担当しており、担当学区の情報を十分把握することが難しいため、VCのものつ情報はとても有益だ。SSW同士の口コミで徐々に連携が広がっており、学区内で新しい活動が始まった際には、担当のSSWに声をかけて活動見学の機会を設けるなどの取り組みも行っている。

一方で、子ども食堂や学習支援の団体の側が、複雑なニーズをもつ子どもの受け入れについて不安を感じる場合もあり、子どもが慣れるまでSSWと一緒にに行ってもらうなど、丁寧な“つなぎ”を大事にしている。

学校やSSWとの連携が進んだことにより、相互に貧困や不登校などのケースを共有しやすくなった。今後も、ボランティア、地域福祉という機能を有するVCの強みを活かし、一人ひとりのニーズを大切にしながら、地域の団体も安心して活動を続けられるような支援を続けていきたい。



「発達性読み書き障害早わかりガイド」



事例 2

重層的支援体制整備事業を活用した教育分野との連携

愛知県・半田市社会福祉協議会



「中卒無業者」の支援をキーワードに 重層的支援体制整備事業を開始

半田市社会福祉協議会（以下、市社協）は5部署で構成されており、ボランティア地域ささえあいセンターに生活支援コーディネーターや重層的支援体制整備事業（以下、重層事業）のコミュニティソーシャルワーカー（以下、CSW）を配置している。加えて、全部署の職員を市内5つの中学校区に割当て地区担当制をとっている。

市社協では、令和3年度から重層事業の移行準備事業を受託し、令和5年度から本格実施に移行したことにより、CSWは3名から5名に拡充された。重層事業開始にあたり行政と協議し、かねてより市社協が制度の狭間として課題意識をもっていた「中卒無業者」と「8050世帯」を対象として焦点化し支援していくこととした。特に中卒無業者は、背景に子ども自身や親に病気や障害の疑いがあったり、世帯が困窮していたりとCSWの介入が必要とされるケースがある。また、在学中であれば学校の先生に窓口になってもらいやすく、生活課題の長期化・複雑化を防ぐためにも、学校との支援体制構築の必要性が見えてきた。

「重層子ども会議」を中心に さまざまな場で教育分野と連携

令和6年8月末時点で202件の重層事業の支援ケースがあり、そのうち10代の子どものケースが90件（44.5%）、10代の子を持つ親のケースが26件（12.8%）を占め、学校からの相談が主要な経路となっている。

半田市では、行政の地域福祉課や子育て担当課、保健師、障害や困窮の支援員等と「重層子ども会議」を実施している。重層事業開始当初、子どものケースが多く寄せられ、なぜ重層事業の対象者になったのかを振り返る必要があると保健師より提案があった。そのため、過去のケースの分析を通して福祉の支援が弱いところや新たな仕組みの必要性を整理する場として開始された。重層子ども会議を通じて、①学校と福祉の連携についての研修機会、②中学校から高校へのつなぎ、③保育所から小学校へのつなぎの3つの必要性が明らかになった。

子どもを取り巻く課題や解決策が明らかになったことから、教育委員会を通じて、市内5中学校全てで、生徒指導連絡会や情報交換会、教育委員会および校長会が主催する進路説明会や生徒指導部会などにCSWが参加できるようになり、ニーズキヤッチや福祉と教育の連携の場として活用させていただいている。また、教頭先生や中学3年生の担任の先生に協力いただき、卒業後が心配な子どもについて市社協と教育委員

会とで情報を共有し支援につなげるほか、懇談会や三者面談にCSWも同席させていただき、卒業後の相談場所として市社協を案内し、本人や保護者と連絡先を交換するなど卒業前からの関係構築を図っている。

中学校以外には、教育委員会が中心となり定時制高校の先生とCSWとで顔つなぎの機会を設けるほか、保育所から小学校への情報連携のため、保育所での配慮や家庭の状況等を伝える引継ぎシートを作成し、来年度からの運用開始をめざしている。

スクールソーシャルワーカーの 体制強化に向けた取り組み

令和5年度まで、SSWは1名であったため、重層事業実施に伴い学校が困りごとを抱えた場合には全て市社協に相談が来ていた。一方で、CSWの役割を超えて支援している部分については、役割分担を明確化したうえで、SSWとCSWが連携して子どもや子育て世帯に対する学校内外の包括的な支援を展開する必要があることを教育委員会に訴え、SSWの体制が3名に増員された。現在も引き続き、小中学校支援の体制強化に向けて、協議している。

ほかにも、県内のSSW実践研究会でCSWの役割やSSWとの連携について伝えている。また、私立高校や定時制高校のSSWから、生徒やその家庭の不登校や居住などの相談を受けた際には、市社協がもつ既存の事業やネットワークをフルに活用しながら、制度からこぼれ落ちそうな子どもや子育て世帯、若者をつなぎとめる支援を行っている。

細い糸を切らない伴走支援

重層事業の対象ケースとして多くあがる内容は、その自治体が手薄になっている分野であり、市では子ども・若者支援がキーワードだった。支援にあたっては、課題解決だけではなく伴走していくことに重点を置き、細い糸を切らないように関わりつつ、周囲の理解者や協力者を増やして行くことを大切にしている。

かつては、学校の問題は学校で解決すべきという風潮が強く、市社協と教育分野の連携は全くなかった。しかし、福祉教育を通じ、学校の先生と一緒にプログラムを組み立てていくことで、先生方にも次第に理解が広がっていき、現在、市社協も福祉と連携すべきという考え方の先生が増えていったこともスムーズに進んだ一因だと考える。今後も市社協がもつさまざまなツールを活用しながら、福祉と教育の連携強化を図っていきたい。

医療的ケアが必要な子どもたちとその家族の居場所づくり

三重県・御浜町社会福祉協議会



本州で最も早く出荷される超極早生みかん「味一号」は、青い見た目とは裏腹に甘味と酸味のバランスが絶妙な、御浜の自然が育んだ自慢の特産品

御浜町社協では、NPO法人nearと協働して、令和6年6月に医療的ケア児とその家族を対象とした「地域と親子がつながるCAFE」を開催した。カフェの実施を切り口として、医療的ケア児とその家族を地域住民の一人ととらえ、誰もが住みやすい地域づくりを進める取り組みと今後の展望についてお話をうかがった。

社協データ

(2024年12月1日現在)

【職員数】 56人（正規職員20人、非常勤職員36人）

【主な事業】

- 法人運営事業
- 重層的支援体制整備事業
(多機関協働事業・参加支援事業・アウトリーチ支援事業・地域づくり事業・福祉事務所未設置町村による相談事業)
- 生活支援体制整備事業
- ボランティアセンター事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 法人後見受任事業
- 日常生活自立支援事業

- 生活福祉資金貸付事業
- 介護保険事業
- 障がい福祉サービス事業
- 地域活動支援センター
- 一般介護予防事業

医療的ケア児やその家族に対する課題意識

御浜町社会福祉協議会（以下、町社協）では、さまざまな対象者に向けた居場所づくりを通して「気軽につどえる地域づくり」を推進している。令和6年6月には、医療的ケア児やその家族を対象として「地域と親子がつながるCAFE（以下、カフェ）」を開催した。町社協ではこれまで、医療的ケア児やその家族と直接接点をもつことは少なかつたが、重層的支援体制整備事業を進めるにあたり、さまざまな関係者との意見交換などを通じて、地域課題を把握するなかで、医療的ケア児への支援の手薄さが課題のひとつであるという認識をもっていた。

一方で、行政においても医療的ケア児支援法の改正を受け、保育所や学校等における支援体制の確保が責務となった。これまで、学校や福祉サービスにおいて対象世帯を受け入れる環境づくりや福祉用具の貸与などの支援は行っていたが、対象世帯と地域のつながりづくりは、行政では難しいという悩みを抱えていた。

こうした経緯から医療的ケア児とその家族についても、地域住民の一人として地域で支えていく必要があるという意識をもっていたなかで、隣接する和歌山県の新宮市で医療的ケア児やその家族に対する支援を行っているNPO法人near（以下、near）と出会うこととなる。この時のことを「点と点が線でつながった」と地域福祉係の喜田さんは話す。

カフェ実施に至るまで

nearには町社協から「何か一緒にできないか」と声をかけた。nearの代表の方が元々住んでいた横浜市に比べると、新宮市を含む紀南地域では、医療的ケア児を地域のなかで見かけることも少なく、受けられる制度や支援につ

いてあまり知られていなかったり、周囲に頼れる場所やサービスが少ないと感じたことが法人の立ち上げにつながったという。現状に悲観的にならず、積極的に活動をする姿勢をみて、喜田さんは一緒に何かできるのではないかと思ったという。

さらに、以前から医療的ケア児やその家族を支援したいという思いのあった行政の担当者にも声をかけた。三者で企画を練っていくなかで、「つながりを作ることができたり、居場所と感じてもらえる場を作りたい」「医療的ケアを必要としている子どもだけではなく、きょうだい児も我慢しているんじゃないかな。きょうだい児に向けたイベントも同時にできないか」「きっと外食もゆっくりできないんだろうな」とさまざまなアイデアや意見が出された。

こうしたアイデアをもとに、生活支援体制整備事業において高齢者を対象とした「健康ランドみはま」というバーチャルの提供を行った実績が町社協にはあることから、医療的ケア児やその家族に配慮しながら同じ仕組みでできなかいか、と動き出したのである。

企画をもとに当日はバーチャル形式のカフェと、自分が感じたことを心のままに文字として表現する「己書」のイベントを実施することにした。実施に向けた準備においては町社協とnearで役割分担をした。町社協においては飲食店やボランティア、己書の講師など当日に協力してくれる方の調整、nearにおいては医療的ケア児へのイベント周知や提供する食事の調整などを担った。それぞれが発揮できる強みを活かしながら、「お任せできる部分はお任せする」ことで、スムーズにカフェやイベントの準備が進められたという。

ボランティアは、「花より団子」という企業を退職した人たちで構成するボランティアグループに声をかけた。己書の講師や当日の食事を提供する飲食店についても、過去に町社協の事業で協力いただいた方に声をかけたところ、



御浜町
(三重県)

三重県の南部に位置し、西には紀伊山地、東には太平洋が広がる自然豊かな町。年間を通して温暖な気候を活かしたみかん栽培がさかんで、「年中みかんのとれる町」として知られている。例年10月から3月にかけては、山の向こうで発生した霧が風によって山の谷間の風伝峠を越え、山肌を流れ落ちる風物詩「風伝おろし」が見られる。

【地域の状況】(2024年12月時点) ●人口／7,827人 ●世帯数／4,056世帯 ●高齢化率／41.1%

快諾してもらうことができた。特に、食事の提供については、飲食店で出しているものと同じメニューを提供することにこだわった。

町社協では、福祉関係者に限らず飲食店とも普段から顔の見える関係性を築いており、協力をお願いするやり方は「地域住民とボランティアの話をする時と同じです」と町社協のアドバイザーも務める理事の西さんは話す。また、飲食店に協力してもらうには「きちんと対価を支払うこと、提供する食事がどこのお店の料理か紹介することなど、お店にとってもメリットを感じてもらい、納得して協力してもらうことが重要です」と喜田さん。

カフェは医療的ケア児とその家族を参加対象とした。周知については、nearの活動に参加している対象世帯への声掛けのほか、行政区割りにこだわらず、介護保険事業において広域連合を組んでおり、普段から一緒に事業をすることのある、隣接する熊野市と紀宝町の行政担当者にも声をかけ、対象世帯に案内してもらうようにした。御浜町だけでは参加対象となる世帯が少ないということもあり、「対象世帯のつながりづくり」というカフェの趣旨を踏まえるとより多くの方が集まった方がよいため、広域での実施を考えたのである。

カフェの実施と成果

カフェは、トイレや電源等の制約があることから御浜町の福祉健康センターで実施し、当事者家族19名(7世帯)、社協と行政が6名、「花より団子」やnearのボランティアが14名、計39名が当日参加した。参加者からは、「以前は交流の場が全然なかったが、こうやって近くに集まれる仲間ができる、すごく心強いしうれしい」という反応があった。

カフェの実施を機に、行政やさまざまな団体からnearに対して声をかけられることが多くなり、医療的ケア児やその家族に関する活動が広がりを見せたという。また、カフェに参加した家族が以前より積極的にnearのイベントに顔を出してくれるようにもなった。当日運営を手伝ってもらった「花より団子」のボランティアの方も、元々社会貢献の意識が強いため、対象世帯が地域にいることは知っていたものの、実際に接することでより理解が深まったとのこと。

医療的ケア児やその家族への支援に 社協が携わる意義

「普段から地域活動を通して、さまざまな団体、資源、人とつながっているのが社協です。その強みを活かしてまた新たなつながりを生むことで、活動が次の展開をみせたり、地域で支援する団体を応援できたり、町社協の活動も一緒に広がっていくことができます」と西さん。nearのようにすでに地域活動をしている団体がある場合は、町社協が前に出るのではなく、側面的に支援をすることを大事にしている。

今回、医療的ケア児とその家族への支援という形で実施したが、一方で、「医療的ケア児やその家族に対して、特化した取り組みをしたということではありません」と喜田さんも西さんも口をそろえる。今回の取り組みは医療的ケア児やその家族を、あくまでも地域の一人としてとらえ、そこでの困りごとである個別のニーズに対し、地域や関係団体と時には頼り、頼られながら、これまで推進してきた居場所づくりの延長線上として取り組んだことであり、これからも誰もが気軽につどえる地域づくりを展開していくことに社協が関わる意義があるのではないかと語っていた。



ランチバイキングの様子



己書き体験の様子



本連載では、実際に市区町村社協の皆さんから提供された事例(ビネット)を用いた検討をもとに、その着眼点や思考のプロセス等をお伝えします。解決を目的とする一般的な事例検討とは異なり、社協職員としての考える力の向上や思考の広がりを目的としています。紹介するコメントが正解というわけではありません。あくまでもいち検討会参加者としての着眼点を紹介しているので、ご自身の考え方との異同を味わい、多様な考えに触れてみてください。

今年度は、野村裕美氏(同志社大学 教授)、室田信一氏(東京都立大学准教授)、勝部麗子氏(豊中市社協 事務局長)に加え、事例に登場する本人の状況に理解のある支援機関や当事者団体の方にも検討会に参加いただき、一事例を2号にわたってとりあげます。

さっそくビネットに登場するCSWの立場に立って、「私ならここに着目する」という視点を大切に読み進めてみましょう。

ビネット
12

ゴミを燃やすことが日課となっている 知的障害の男性への支援 (後半)

今回検討会に
参加してくれた方

●岩手県・大船渡市社会福祉協議会 伊藤 勉氏 ●香川県・善通寺市社会福祉協議会 平井 彩菜氏、文榮 友和氏
●岐阜県・大垣市社会福祉協議会 柴山 泰輝氏 ●一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 小島 幸子氏

※本事例は個人が特定されないように 一部加工しています。

事例の概要



知的障害のある40代男性Aさんについて、Aさんの妹より相談がありました。Aさんは妹と甥(妹の子)2人を含めた4人暮らしで、全員に知的障害があります。

妹の一番の心配は、Aさんが毎朝家の横でゴミを燃やすことで、火を消さないまま外出する時もあり、火災の危険性に気を揉んでいます。また、近隣とのトラブルや家族関係の不和、甥の発達障害などこの世帯にはさまざまな課題が生じています。相談を受けて、基幹相談支援センターの相談員と連携し、ゴミの捨て方をAさんと一緒に確認したり、火災の危険性を伝えたりするなど試行錯誤してきましたが、なかなか解決できず、CSWとしてアプローチ方法に悩んでいます。



前回(1月号)、社協職員の皆さんから自身の着目する点を紹介しました。それでは、勝部さん、室田先生ならどこに着目しますか。



私は、近隣住民と話し合いの場を設け、周囲の協力を得られるように働きかけます。家族をまとめ、近所とも関わりのあった父親がいなくなり、近隣住民も不安な気持ちになっているのではないかと思う。私は常々、知ることにより優しさが生まれると思っています。今回の事例においても、Aさん家族の特徴や、専門職がチームとしてきちんと関わっていることを近隣住民に伝え、何か気づいたところがあったらすぐに連絡してほしいと協力を得られるようにアプローチをします。

最近、特別支援学校との懇談会で、障害分野は日中活動や住む所、食事のサービスは充実しているが、本人の楽しみや幸福追求という部分が不十分であると話があがりました。日々の実践のなかで、本人が活躍できることを起点に考えた支援により落ち着いていくケースが多くあると感じています。Aさんももしかすると、ゴミを片付けることで人の役に立とうとして燃やしているかもしれません。もしそうであれば、自治会の廃品回収の手伝いをしたり資源ゴミを老人会に寄付したりするようになったら、Aさんの見られ方が感謝される人として変わっていくと思います。Aさんの得意なことを活かし、地域のなかにAさんの役割を作ることで、住民との関係性の変化、ひいては地域共生社会へつながっていくのではないかと考えます。



今回の事例を見て、Aさん家族4人はある意味自立した生活をしていて、たくましさを感じました。我われがめざす地域共生社会は、この4人が地域で望ましい生活を継続していくことができる社会だと思います。

一方で、今、Aさん家族は地域から排除されるかもしれない瀬戸際にいて、これまで通りの生活が脅かされている状況だと思います。特に、ゴミをきっかけに地域で孤立するケースは今回に限らず散見されますが、処理の仕方がわからなかつたり、父親に教えられた頃からゴミ出しのルールが変わっていることを知らない可能性もあるため、慣れるまで一緒にゴミ出しを行うことで、Aさんもこっちの方が楽だと気づいたり新たなルーティンになるかもしれません。そして、Aさん自身の行動の改善に向けた支援はもちろんですが、その努力を見守る地域との関係性があるとさらにAさんも改善しやすくなるのかなと考えます。

※本連載では、住民と協働して個別支援に取り組む地域福祉コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を「CSW」と表記しています。



私なら、Aさんが日頃どんな人と出会い、何をして過ごしているのか生活パターンを徹底的につかんでみたいと思います。

Aさんには多くの福祉サービスが関わっていますが、各専門職から見えてるAさんは異なると思います。支援全体を把握し、それぞれの専門職に見せてるAさんのストレスやさみしさなどをアセスメントする必要があると思います。

火をつける行為の背景には、解消されないストレスや何か満たされないものを抱えている場合があるといわれています。そうした視点でとらえた時に、Aさんを取り巻く状況からAさんの心情に思いをはせると、例えば妹とうまくいっていない今の状況で、家庭内では「Aさん対妹と甥」の構図が生まれているかもしれません。さらに、甥がもっと大きくなっていくとAさんの立場はますますつらい状況になるのではないかなど想像を巡らせつつAさんと向き合います。



それでは、今回の事例を通じて、小島さんはどのようなことを感じられましたか。



知的障害の人は
 関わり方を工夫するこ
 とで必ず理解できる人
 たちです。

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 副会長 小島 幸子氏

重度の知的障害と自閉症、強度行動障害のある34歳の長男、ひきこもり状態の31歳の次男がいる。障害者虐待防止や権利擁護について、家族の視点で講演活動を行っている。

① 繰り返し伝えていく

知的障害の人は、何度も伝えなければわからないところもありますが、一方で繰り返し伝えることでわかるようになっていきます。早朝ということで、どこまで実現可能か難しいところもあるかもしれません、訪問介護員に相談してAさんがゴミを燃やす時間に来てもらい、「危ないのでやめましょう」、「一緒に消しましょう」と繰り返し伝えてもらうことで改善に向かうかもしれません。

② その人に合った伝え方や、やり方が必ずある

①とも関連しますが、Aさんの障害区分や行動障害の有無、自閉的なこだわりがどの程度なのかはわかりませんが、その人に合った対応の仕方が必ずあると思います。私の子どもも自閉的なこだわりが強いですが、やり方、伝え方を工夫することで身辺自立が身についたり、これは悪いことだからやってはいけないなどわかるようになります。そのため、専門職間で本人が理解しやすい方法を話し合う必要があると思います。

今回の事例でいうと、特にB型事業所の職員はAさんと一番長い時間を過ごしていると思いますので、Aさんはこうしたやり方だと理解してくれるというのがおそらくわかっているのではないでしょうか。また、知的障害の人は信頼できる人かどうかを本当によく見ているので、そうした意味でもB型事業所の職員のもつAさんとの関わり方のポイントは貴重だと思います。B型事業所の職員とCSW、専門員など関係者間で一緒に考えていただければ、特性を理解したうえでの関わり方のコツみたいなものが見つかると思います。

③ 制服を着ている職種の方から伝えることが効果的な場合もある

過去に知的障害がある一家で火災が起きた話を聞いたことがあります、今回の事例を見たときに緊急性の高さを感じました。火災の危険性についてCSWからも伝えているとお話しにありました。場合によっては消防署や警察の方から伝えることが効果的なケースもあります。制服を着た人が言うことには納得する人もいますので、顔つなぎも兼ねてさまざまな人のかかわりが必要ではないかと思います。



たくさんの視点をいただき、ありがとうございました。

皆さんの発言を聞いて、Aさんの強みや幸福追求の視点、警察や消防との連携、周囲の関係者や近隣住民の意見のアセスメントなどが足りていなかつたと気づかされました。

今後は、Aさん家族が安心してこの家に住み続けられるように、Aさん家族のことを地域の方に知ってもらうとともに、地域の人にも安心して暮らしてもらえるような働きかけをしていきたいです。



～他分野との協働で広がる可能性～

これまで福祉とあまり接点がなかった分野で活躍する人・団体にフォーカスし、福祉や社協の新たな可能性を探る新連載。第8回は、スポーツなどを通して、地域福祉の推進や、住民の3感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）の向上に寄与する取り組みを行う「ヴィアティン三重」様です。

第8回 **社協×スポーツ**

スポーツを通じた「まちづくり」～観る、する、支える～

株式会社ヴィアティン三重ファミリークラブ

» **ヴィアティン三重**

ヴィアティン三重は、「子どもたちを笑顔に、地域と共に夢と感動を。」を理念に活動する総合型地域スポーツクラブです。クラブ内には10を超える競技があり、男子サッカーにおいては三重県初のJリーグクラブ誕生を目指して活動をしています。Jリーグクラブが誕生することでホームスタジアムのある東員町には多くの人々が集い、交流することが可能となります。経済効果などの目に見える効果はさらなるながら、スポーツを通じて地域の皆さんに夢や希望、感動をお届けし、ともに心を震わせることができる、そのようなクラブでありたいと思っています。



» **スポーツクラブとの包括連携協定**

Jリーグは「シャレン！（社会連携活動）」というものを推進しています。社会課題や共通のテーマ（教育、ダイバーシティ、まちづくり、健康、世代間交流など）に、地域の人、企業や団体、自治体、学校などとJリーグ・Jクラブが連携して取り組む活動です。

これまで東員町内では小学校でのサッカー教室やキャリア学習などの地域活動をしてきましたが、どれも単発となる傾向にあり、地域の皆さんとの継続的な関わりへの課題感を抱いていました。そのようななか、東員町から東員町社会福祉協議会（以下、町社協）をご紹介いただき打ち合わせを重ねていくなかで、カテゴリは異なるものの互いのビジョンやめざすべき姿が同一のものであると気づくことができました。そして2023年7月、ヴィアティン三重と町社協は、地域福祉推進と東員町にお住まいの方の3感（基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感）の向上に寄与することを目的に包括連携協定を締結しました。スポーツクラブと町社協の連携協定は全国的にも珍しい事例です。



» **社会福祉協議会との関わり**

2023年にはクラブ公式マスコットである「ヴィアくん」を1日民生委員・児童委員に委嘱いただき、町内の各小学校で地域の民生委員・児童委員の皆さんとの協働によるあいさつ運動を行いました。また、地域のお助けマンのような存在である民生委員・児童委員の活動を周知するためのオリジナ

ルクリアファイルを作成して子どもたちに配布しました。

ほかにも、シニアクラブ連合会が定期的に主催している東員町シニアのつどいやグラウンドゴルフ大会をはじめ、ユニカール*体験・交流会、健康麻雀交流会にも参加しています。高齢者が中心となる活動に、現役のサッカー選手やクラブのスタッフがおうかがいすることで普段とは違った空間や体験となり、心の豊かさの向上につながる活動であると思っています。さらには2022年より「三重の赤い羽根サポーター」としてホームゲーム会場で赤い羽根共同募金運動を行うなど、地域福祉の向上にも努めています。

*カーリングを参考にした、専用カーペットの上でプラスチック製のストーンを滑らせる屋内で手軽に楽しめるスポーツ。



» **今後の展望**

町社協との包括連携協定締結以後、さまざまな活動を通じて東員町内でのヴィアティン三重の認知度がぐっと高まりました。クラブとの交流をきっかけにスポーツを「する」だけではなく、ホームゲーム会場へ「観戦」にお越しくださる方、ボランティアとしてホームゲームの運営を「支えて」くださる方が増えていることを実感しています。

「まちづくり」はゴールのあるものではなく、またクラブ単独の力で成し遂げられるものではありません。クラブと町社協の双方が持てる力を発揮し、地域に寄り添い、地域に愛され、地域の皆さん的人生や生活を豊かにできるよう、既成概念に縛られることのない協働事業を今後も推進していきたいと思っています。



株式会社ヴィアティン三重
ホームページ

ヴィアくん一日民生委員・児童委員

仕事に役立つTopics

福祉の動きを知ろう



改正精神保健福祉法が施行されました ～障害者等が希望する生活を営むことができる社会を実現するために～

増加傾向にある精神疾患の外来患者数

近年、わが国において精神疾患の外来患者の数は右肩上がりの傾向にあり、厚生労働省の統計では、令和2（2020）年の精神疾患の外来患者数は約586万人となっています（図）。メンタルヘルスの不調や精神疾患は、誰もが経験し得る身近な課題や疾患であり、令和6年度厚生労働白書においては、初めて「こころの健康」がテーマに取り上げされました。

精神保健医療福祉に関しては、平成16年9月に策定された「精神保健医療福祉の改革ビジョン」に掲げられた「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念のもと、さまざまな施策が進められています。令和3年3月には「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告が公表され、市町村などの基礎自治体を基盤として、重層的な連携による支援体制を構築することが示されました。

法改正のポイント～市町村における相談支援体制の整備

令和4年12月には、障害者等の地域生活や就労支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が成立しました。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」についても一部改正され、令和6年4月から以下の4点を柱とする改正が施行されています。

- ①医療保護入院制度の期間制限等の見直し
- ②入院者訪問支援事業の創設（法定事業化）
- ③虐待防止のための取組の推進と通報制度の整備
- ④市町村の相談支援体制の整備

特に④については、精神保健福祉法第46条において、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化するための規定が新設されました。都道府県や保健所が主体となったこれまでの取り組みに加えて、市町村において相談支援体制の基盤を確立していくことが期待されています。

社協に期待される取り組み

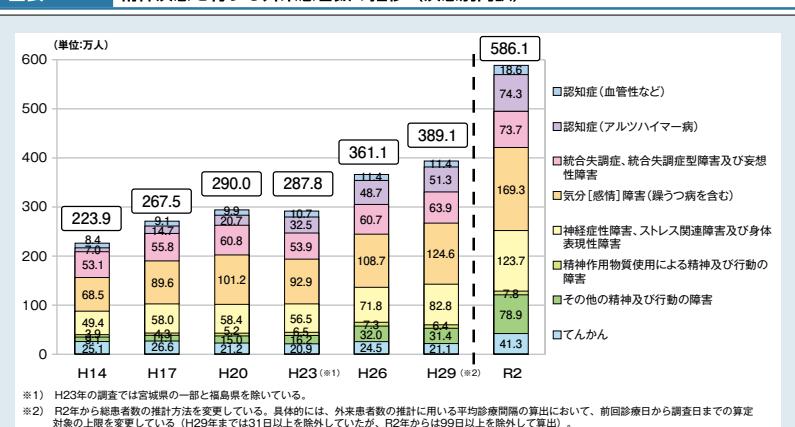
精神保健に関する課題の多様化にともない、すでに多くの市町村が自殺対策、虐待（児童、高齢者、障害者）、生活困窮者支援・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力（DV）等の各分野において精神保健上の課題を抱えた住民を対象として精神保健に関する相談に対応している状況にあります。しかし、「市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム」報告書*（令和5年9月22日）では、相談に対応できる人員体制の充実や庁内の関連部署の連携体制の強化、保健所等からのバックアップ体制等の課題があることが指摘されています。

社協においても、日頃の支援のなかで、精神保健上の課題を含めた複合的なニーズに直面しています。潜在的なニーズへの気づきや一人ひとりに寄り添った支援のためには、社協内の部署を超えた横断的支援体制の構築だけなく、行政や病院、NPO、地域住民等との連携・協働が不可欠です。精神障害の有無や程度にかかわらず地域や職場で生きがい・役割をもち、医療・福祉・雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる地域づくりの展開が期待されます。

※市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進に関する検討チーム報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000152029_00005.html

図表1-2-1 精神疾患有する外来患者数の推移（疾患別内訳）



資料：厚生労働省「患者調査」に基づき、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成

図

出典：令和6年度厚生労働白書

「基本要項2025」への期待

第9回



澤村 有利生氏 (山口県・長門市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長)

昭和53年度から43年間山口県社協に勤務、令和3年度から本州西北端に位置する長門市社協に勤務。これまでの経験を活かし、市社協の基盤強化に取り組んでいます。

社協職員として大切にしていること

山口県社協に就職し、昭和37年策定の社協基本要項で「住民主体」と「ソーシャルアクション」(社協の組織活動を真に住民主体のものとするうえで欠くことのできない機能)に出会いました。そして、その活動が「住民自治」の実現に向けた取り組みになると思い、社協で働き続ける動機となりました。また、昭和26年に全国および都道府県社協が法制化されたのち、昭和58年の市町村社協法制化まで32年間人生を賭け一所懸命運動してきた先輩や民生委員・児童委員、国会議員がいたこと、さらに山口県内の全市町村社協の法人化を市町村社協法制化前に全国で初めて実現したことは、忘れ難い思い出です。

平成2年の社会福祉事業法の改正では、市町村社協の条文に「社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するように努めること」が追加され、県社協との違いが明確になりました。さらに平成12年の社会福祉法改正では、市町村社協の事業として「事業の企画及び実施」が最初に記載され、本来事業と位置づけられました。これにより、社協職員として常に、地域生活課題の解決に向け、ニーズの把握や発掘、制度外サービスの開発を強く意識して、仕事に取り組むことになりました。

基本要項2025のポイント、着目したところ

社会福祉事業法の改正を踏まえ、平成4年の新・基本要項では、社協の機能として「福祉活動・事業の企画および実施機能」が明記されました。また、平成7年の「事業型社協」推進の指針では、公的福祉サービスを民間の立場から柔軟に運営することや、公的サービスでは対応が難しい多様なニーズにも即応した新たな住民参加型サービスを開発・推進すること、将来は市民起業型社協や市民事業体社協をめざすとされています。從来から、市町村社協の先駆的、開拓的事業への取り組みが在宅福祉サービスの充実につながってお

り、地域生活課題解決に向けた事業の企画及び実施の具体的取り組みには、社協の活動原則や機能の全てが関わってきます。

私は、基本要項2025第一次案の社協機能のうち、「福祉活動・事業の企画・実施、提案、支援」「調査研究、地域福祉活動計画等の策定、ソーシャルアクションの実施」が最も大切だと考えています。その実現に向けて、「住民ニーズの把握」「総合相談支援」「権利擁護支援」「連携・協働の促進、組織化」「ボランティア活動・市民活動の推進」が続くのだと考えています。制度の改善や社会資源の創設に向けたソーシャルアクションも忘れてはなりません。市町村社協が法律上最初に位置づけられている「事業の企画及び実施」にどれくらい取り組めるかが課題です。

全国の社協職員へ

現在の事業やサービスについて、改善すべきところははないか、ニーズに対応できているかという視点で常に自己点検することが必要です。制度の枠内のサービス提供だけではなく、その周辺のニーズにも対応できるように、横出しごとくサービスや上乗せサービスの必要性はないか、ニーズにあつた幅広いサービスが実施できているか、制度の充実、改善を求める行動や働きかけができているかを問い合わせなければなりません。

今日の労働者不足、超高齢社会のなか、地域特性もありますが、地域住民による地域生活課題解決の新しい取り組みを推進するためには、地域の課題は地域で解決するという住民の意識高揚や事業継続の可能性を探る必要があります。そのためには、合同会社(LLC)、有限責任事業組合(LLP)、労働者協同組合に関しても、その性格、設立方法、剰余金の取り扱い、税制等幅広い分野について学ばなければなりません。また、ニーズに基づく事業の企画、実施及び住民のニーズへの気づき、掘り起こしに向けた取り組みが必要です。この姿勢を忘れずに挑戦し続けましょう。

編集後記

今月の特集は、子どもや子育て世帯への支援の充実に向けて、スクールソーシャルワーカー等と連携した取り組みについてご紹介しました。特集内にも記載しましたが、社協における生活困窮者支援のあり方検討委員会では今後、教育機関との連携のポイントや事例を取りまとめる予定ですので、皆さんの取り組みのヒントになれば幸いです。そして、BIG NEWSです！地域福祉ボランティア情報ネットワークのホームページにNORMAと月刊ボランティア情報の記事検索機能が追加されました！都道府県や関心のあるタグに絞って検索ができる他、フリーワード検索もできます。まだ一部の年度しか掲載がありませんが、随時更新していくので、ぜひ実践の参考にご活用ください！（福）

アンケート

今後の企画・編集の参考にさせていただきますので、読者アンケートにご協力ください。

INFORMATION

書籍紹介 福祉教育推進員養成研修テキスト

原田 正樹 著／全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター 発行
頒布価格 700円（税込・送料別） B5判 102頁

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが開催する「全国福祉教育推進員研修」テキストとして作成。



書籍紹介 コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集

全国社会福祉協議会
頒布価格 500円（税込・送料別） A4判 82頁
2024年3月発行



代編
代表者
集会
全国社会
福祉協議会
会地域
編集人
高橋良太
行
令和7年
2月1日
発行所
T-100-89980 東京都千代田区霞が関3-3-2
新霞が関ビル 全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会
<https://www.zcwwc.net/>

電
FAX
03-3991-4600
（地域福祉部）
FAX
03-3991-7850

デザイン・印刷
株式会社グローバルワーク
（福）

定価220円（税込）